

令和 8 年度
教育委員会点検・評価報告書
(令和 7 年度事業対象)

令和 8 年 8 月
綾瀬市教育委員会

目 次

教育委員会の事務の点検・評価に当たって 4

- 1 教育委員会の事務の点検・評価制度について 4
- 2 点検・評価の視点について 5
- 3 第三者委員会とは 6
- 4 第三者委員会の委員構成 6
- 5 第三者委員会開催状況 6

第1部 教育委員会会議及び教育委員会の活動状況 . . . 7

- 1 教育委員会について 8
- 2 主な実績及び成果並びに点検・評価結果 8
 - (1) 教育委員会会議について 8
 - (2) 教育長及び教育委員の活動について 10
- 3 参考資料 12
 - (1) 教育委員会会議の主な議事 12
 - (2) 教育長及び教育委員の主な活動一覧 15

第2部 教育振興基本計画の取り組み状況 19

- 1 綾瀬市教育振興基本計画について 20
- 2 各取組の点検・評価方法について 21
 - (1) 点検・評価対象事業 21
 - (2) 評価基準 22
 - (3) 自己点検・評価結果 23
- 3 令和8年度点検・評価対象事業の点検・評価結果 24
- 4 第三者委員会による検証結果 ～全体総括～ 50

付録 自己点検・評価結果表 51

教育委員会の事務の点検・評価に当たって

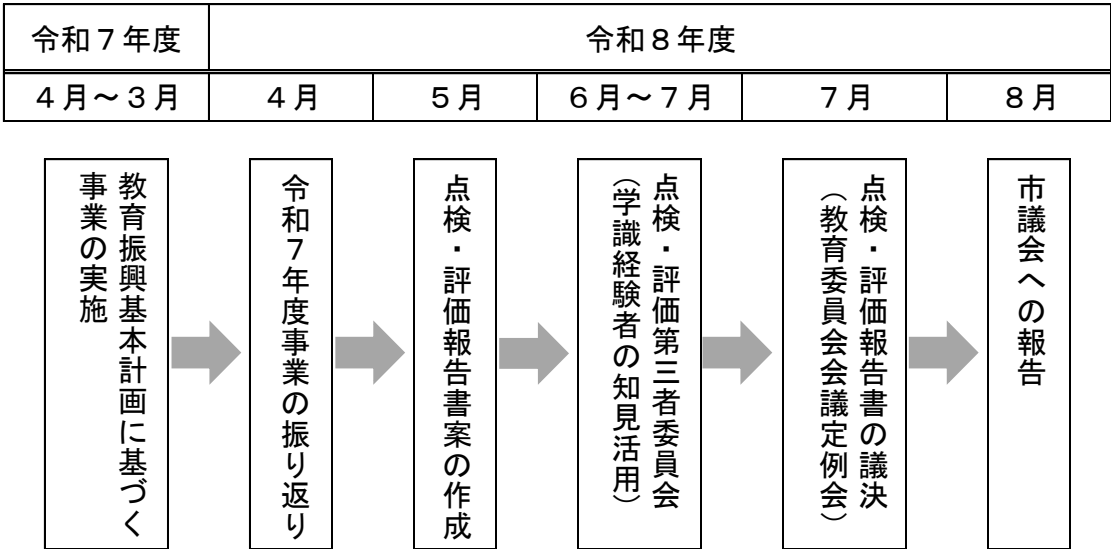
1 教育委員会の事務の点検・評価制度について

平成18年12月に成立した教育基本法の新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

この改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会は所掌する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられました。また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることも規定されています。

本市教育委員会ではこの法律に基づき、平成20年度から毎年自らによる点検・評価及び第三者委員会の検証を実施し、議会に報告するとともに、その結果を公表してまいりました。本年度は、令和7年度における教育委員会会議及び教育委員会の活動状況並びに本市の第2期教育振興基本計画として策定された「綾瀬市学校教育推進プラン」及び「及び生涯学習推進プラン」の前期実行計画における9の「重点取組」と綾瀬市総合計画戦略プロジェクト関連取組1事業の合計10事業（以下「重点取組等」という。）を対象として点検・評価を実施しました。地方における教育行政の中心的担い手としての役割の発揮に向け、今後も点検・評価の結果に基づき、改善・改革の努力を重ね、教育行政の円滑な運営と各施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えています。

教育委員会点検・評価フロー図



2 点検・評価の視点について

教育委員会制度の意義、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨等を踏まえ、令和7年度の教育委員会の活動状況及び前期実行計画に掲げる重点取組等の取り組み状況について、次の2部構成で点検・評価を実施しました。



点検・評価第三者委員会 意見交換の様子

更に、学識経験を有する者で構成する第三者委員会において、

教育委員会が行った点検・評価の内容のうち第2部の「教育振興基本計画の取り組み状況」について、外部（第三者）の視点から検証を行い、その結果を掲載しています。また、第三者委員会には平成25年度から教育委員も出席し、第三者委員の意見に学び、今後に向けた改善・改革への一助としています。

【第1部】教育委員会会議及び教育委員会の活動状況

教育委員会が教育行政の中心的な担い手としての役割を果たすためには、まず、合議制の教育委員会がその機能を発揮しているのかが重要な視点であることから、教育委員会会議及び教育委員会の活動について点検・評価を実施し、今後に向けた課題の検討を行うとともに、市民への説明責任を果たすものとします。

【第2部】教育振興基本計画の取り組み状況

本市の第2期教育振興基本計画として策定された学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランの基本目標を実現するために、重点的な取組が必要な事業として、前期実行計画に位置付けた重点取組等について、詳細な点検・評価を行いました。

3 第三者委員会とは

綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、本市教育委員会の実施する点検・評価に対し、前述のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用し、外部の視点から検証を行うことを目的として設置しているものです。

4 第三者委員会の委員構成

第三者委員会は、次の3人の委員で構成されています。

職 名	氏 名	備 考
委員長	飯島 将仁	玉川大学客員教授 元綾瀬市立小学校校長
委員長職務代理者	澁谷 敏夫	綾瀬市社会教育委員
委員	今尾 佳生	玉川大学教授

5 第三者委員会開催状況

【質疑・意見聴取】

- ・ 書面による点検・評価結果に対する質疑・意見聴取

【第三者委員会会議】

令和8年6月30日（火）14時から17時まで

- ・ 第三者委員会検証結果のまとめ

各委員会の意見を基に、教育委員会点検・評価結果に対する第三者委員会としての検証結果をまとめました。

第 1 部

教育委員会会議及び 教育委員会の活動状況

1 教育委員会について

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村に設置されています。

教育長と教育委員との合議制により、教育行政における重要事項や方針を決定し、教育長を代表として事務を執行しています。

【教育委員会の構成員（令和8年4月1日現在）】

職 名	氏 名	任 期（期数）
教育長	袴田 毅	令和6年4月1日～令和9年3月31日(2)
教育長職務代理者	田中 恵吾	令和7年10月1日～令和11年9月30日(2)
委員	亀ヶ谷 由美子	令和5年10月1日～令和9年9月30日(2)
委員	齊藤 隆訓	令和4年10月1日～令和8年9月30日(1)
委員(保護者委員)	林 紀美子	令和6年10月1日～令和10年9月30日(1)

2 主な実績及び成果並びに点検・評価結果

（1）教育委員会会議について

令和7年度の教育委員会会議は、月1回の定例会及び協議会を開催しました。

ア 定例会

定例会では、付議案件のほか、報告事項・教育行政視察の振り返り等の協議事項が議題とされました。審議にあたっては、付議案件の事前研修会や事前打合せを実施し、付議案件への理解を深め、積極的な審議・意見交換を行うことができたと考えます。

・綾瀬市総合教育支援センター条例について

特別な配慮を必要とする児童・生徒の課題に総合的に対応できる支援体制の確立と支援の充実を図るために設置する「綾瀬市総合教育支援センター」について、センターでの実施事業や関係機関との連携など、その管理等に必要な事項を定める条例を制定しました。

・綾瀬市学校教育推進プラン（第２期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画について

令和３年度から５年間を計画期間とした前期実行計画が終了することから、前期実行計画の成果と課題を検証するとともに、学校教育を取り巻く環境変化への対応のため、方向性の再整理や施策の見直しを図ることを目的として、令和８年度から１２年度を計画期間とする後期実行計画を策定しました。

・綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

全職員が安心して教育活動に専念できる環境づくりを進めるため、教育職員の働きやすさとやりがいの両立を目指し、適切な業務量の管理と健康確保を推進するための基本的枠組みを示した綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定しました。

・その他

定例会の会議録については、定例会時に非公開で審議を行った議題であっても、定例会後に非公開とする理由が解消された議題についてはホームページ等で公開するなど、教育委員会会議における議論・意思決定の過程の透明化や教育委員会の活動内容の周知に努めました。

イ 協議会

協議会は、各所属の重点施策の予算化に向けた協議、各事業の実施に向けた進捗状況の確認等、定例会の付議案件とならない事項について、意見交換や情報共有を行うことができる貴重な場となっています。今後も、各所属が提出した議題の説明だけでなく、教育委員からの提案・協議などを取り入れることで、事務局との連携を深め、教育委員会全体の円滑な運営につなげていきます。

・各所属の重点施策について

各所属の重点施策について、年度当初に教育委員と事務局との間で率直な意見交換や不明確な事項についての質疑を行うことで、各施策の現状や課題、今後の取組について共通認識を持ち、考えを整理した上で、定例会の付議案件や決算・予算の審議に臨むことができました。

(2) 教育長及び教育委員の活動について

ア 学校訪問

本市教育委員会が進める諸施策の検証や教育現場が抱える課題の把握を目的として実施している学校訪問について、令和7年度は北の台中学校、北の台小学校、天台小学校、綾西小学校を訪問しました。本市が重点的に取り組んでいる学校図書館の充実について現状確認を行ったほか、不登校傾向の児童・生徒が



授業参観の様子

安心して過ごせる居場所や学習できる環境を整備するために全小・中学校に設置している、通常の教室の雰囲気とは異なる校内教育支援教室（通称：サポートルーム）の視察を行いました。各校の研究テーマや重点目標への取組状況について説明を受けるとともに、授業参観や校長・教頭等との意見交換において、各校が抱えている課題や教育委員会への要望等、生の声を聴くことにより、教育現場の実態把握に努めました。課題点や改善事項については、早期に対応できるよう、学校との協議や予算化に向けた取組につなげていく必要があります。

イ 教育行政視察

教育行政に関する取組を実際に見学することにより識見を高め、今後の教育施策の実施や立案に生かすため、小中一貫教育の推進や学校運営協議会の活用など、先進的な取組を行っている八王子市立いずみの森義務教育学校を視察



教育行政視察の様子

しました。視察後の3月定例会では、本件についての振り返りを行い、本市の地域特性を踏まえた施策の展開や将来的な学校の統廃合における義務教育学校という選択肢について、意見交換を行いました。今後も教育行政視察を通して、様々な事例を参考にしながら、本市ならではの施策モデルを構築していきます。

ウ 総合教育会議

令和7年8月18日に開催された総合教育会議では、「教育大綱の改定について」をテーマに、市長、教育長・教育委員による協議を行いました。教育大綱が令和7年度末で対象期間が終了となるため、改定に向けた協議を行ったものです。教育大綱の核と



総合教育会議の様子

なる基本理念と、5つの方針について、改定内容と意図の共有を図るとともに、今後の教育施策の展望などについて、子どもたちが将来に夢や希望を持てる環境の整備や、子どもたちに多様な経験の場を提供するための支援など、様々な視点から議論を行うことができました。今後も「社会を生き抜く力を育む」という教育大綱の基本理念の実現に向け、引き続き市長部局と連携を図ってまいります。

3 参考資料

(1) 教育委員会会議の主な議事

区分		議 題
4 月		令和 7 年 4 月 22 日
定例会	議案	・綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例（案）について ・綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について ・綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について
	報告	・教育委員会事務局の人事異動について ・県費負担教職員の人事異動について ・綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について ・産業医の委嘱の報告について
協議会	案件	・令和 7 年度の重点施策について ほか 6 件
5 月		令和 7 年 5 月 27 日
定例会	議案	・綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について ・綾瀬市学校給食検討委員会委員の辞職及び委嘱について ・綾瀬市立学校教科用図書採択方針について ・臨時代理の承認について（動産の取得について（案）） ・臨時代理の承認について（令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）
	協議	
協議会	案件	・令和 7 年度教育委員会点検・評価報告書第 1 部について ほか 4 件
6 月		令和 7 年 6 月 26 日
定例会	議案	・綾瀬市社会教育委員の委嘱について
	協議	・令和 7 年度教育委員会における事務の点検・評価について
協議会	案件	・令和 7 年度教育行政視察の視察先について ほか 5 件
7 月		令和 7 年 7 月 22 日
定例会	議案	・令和 8 年度使用小学校教科用図書の採択について ・令和 8 年度使用中学校教科用図書の採択について ・学校教育法附則第 9 条の規定による令和 8 年度使用教科用図書の採択について ・臨時代理の承認について（不動産（建物）の取得について（案））
	報告	・令和 7 年度第 1 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
	協議	・令和 7 年度学校訪問の振り返りについて
協議会	案件	・（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの名称について ほか 1 件

区分		議 題
8 月		令和 7 年 8 月 1 9 日
定例会	議案	・ 令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて ・ 令和 6 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて ・ 綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について ・ 工事請負契約の変更について（案）
協議会	案件	・ 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について ほか 2 件
9 月		令和 7 年 9 月 3 0 日
定例会	議案	・ 令和 7 年度教育委員会の点検・評価について
	報告	・ 綾瀬市教育大綱の改定について
協議会	案件	・ 綾瀬市学校教育推進プランの施策体系の見直しについて ほか 3 件
1 0 月		令和 7 年 1 0 月 2 1 日
定例会	議案	・ 令和 8 年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について ・ 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について ・ 綾瀬市総合教育支援センター条例（案）について
	報告	・ 令和 7 年度第 2 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
協議会	案件	・ 市P連主催「教育長・教育委員と語る会」について ほか 1 件
1 1 月		令和 7 年 1 1 月 1 3 日
定例会	議案	・ 綾瀬市学校教育法施行細則の一部を改正する規則 ・ 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程 ・ 工事請負契約の締結について（案） ・ 令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
	報告	・ 令和 7 年度第 3 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
協議会	案件	・ 「令和 7 年度全国学力・学習状況調査」結果の分析について
1 2 月		令和 7 年 1 2 月 1 8 日
定例会	議案	・ 令和 7 年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について
	報告	・ 令和 7 年度第 3 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
協議会	案件	・ 第 2 期綾瀬市スポーツ推進計画（案）に対する意見聴取について ほか 5 件
1 月		令和 8 年 1 月 2 2 日
定例会	議案	・ 綾瀬市教育委員会が管理する公共施設に係る綾瀬市公共施設予約システムの利用等に関する規則

区 分		議 題
		・臨時代理の承認について（令和7年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の追加決定について）
	協議	・第2期綾瀬市スポーツ推進計画（案）に対する意見について
協議会	案件	・令和8年度当初予算の変更点について ほか8件
2 月		令和8年2月12日
定例会	議案	・綾瀬市生涯学習推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について ・第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について ・綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 ・綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則 ・綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則 ・綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則 ・綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程 ・令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて ・令和8年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて ・綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について ・綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について ・和解の成立（案）について ・県費負担教職員の人事について
	報告	・令和7年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
協議会	案件	・令和8年度教育委員会の活動計画（案）について ほか4件
3 月		令和8年3月30日
定例会	議案	・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について ・臨時代理の承認について（綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について） ・臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について） ・綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について
	報告	・令和7年度第5回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
	協議	・綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について ・令和7年度教育行政視察の振り返りについて
協議会	案件	・綾瀬市立学校施設再整備・長寿命化方針について ほか6件

(2) 教育長及び教育委員の主な活動一覧

学校訪問（４校）		
訪問校	訪問日	内 容
綾西小学校	令和７年７月 ２日	・テーマに関する取組説明等 綾西小：「子どもが『考える』授業～そのためのひと工夫～」への取組みについて
天台小学校	令和７年７月 １日	天台小：支援を要する児童・家庭への手立てについて 北の台小：すすんで学び合う子の育成をめざして～「聴いて、考えて、伝え合う」力を～への取組みについて
北の台小学校	令和７年６月１９日	北の台中：①主体的、創造的に生きる生徒の育成～知的好奇心を育む協働学習を通して、学ぶ楽しさ・面白さを実感できる授業づくり～への取組みについて ②校内支援センターの取組 ③学校運営協議会の取組
北の台中学校	令和７年６月１９日	
		・学校図書館、校内教育支援教室の視察 ・学校との意見交換
教育行政視察		
視察先	視察日	内 容
八王子市いずみの森義務教育学校	令和８年 ２月１６日	・八王子市の小中一貫教育について
その他の教育委員活動		
件 名	開催日	内 容
総合教育会議	令和７年 ８月１８日	教育大綱の改定について
教育委員会点検・評価第三者委員会	令和７年 ７月１６日	第１部、第２部点検・評価結果の説明、第２部のヒアリング
	令和７年 ８月 ６日	第２部点検・評価結果の説明、ヒアリング
	令和７年 ９月 ３日	第三者委員会検証結果のまとめ

件 名	開催日	内 容
教育委員研修会	令和 8 年 1 月 2 2 日	財政のしくみについて
関東甲信越静市町村 教育委員会連合会総 会及び研修会	令和 7 年 5 月 3 0 日	講演 「次期学習指導要領に向けた検討について」 「深宇宙探査の要、信州 ～はやぶさ 2 と M MX の紹介～」
神奈川県市町村教育 委員会連合会研修会	令和 7 年 1 1 月 1 4 日	講演 「令和の日本型学校教育を支える地方教育行 政の在り方について」
市町村教育長・ 教育委員研究協議会	令和 8 年 2 月 6 日	研究分科会
研究発表会等	令和 7 年 8 月 2 8 日	教育研究所研究員研究発表大会
	令和 7 年 1 0 月 6 日	教育研究所研究員公開授業（思考と表現を深 める発問研究）（綾西小学校）
	令和 7 年 1 0 月 7 日	道徳教育研修会（兼心の教育推進事業）第 1 回授業公開（北の台中学校）
	令和 7 年 1 0 月 3 1 日	教育委員会指定研究推進校研究発表会（綾瀬 中学校）
	令和 7 年 1 1 月 4 日	教育研究所研究員公開授業（教育の情報化研 究 A グループ）（綾西小学校）
	令和 7 年 1 1 月 5 日	道徳教育研修会（兼心の教育推進事業）第 2 回授業公開（北の台小学校）
	令和 7 年 1 1 月 1 9 日	道徳教育研修会（兼心の教育推進事業）第 3 回授業公開（早園小学校）
	令和 7 年 1 2 月 1 7 日	教育研究所研究員公開授業（心を伸ばす特別 活動研究）（綾北中学校）
	令和 8 年 1 月 2 2 日	教育研究所研究員公開授業（思考と表現を深 める発問研究）（綾瀬中学校）
	令和 8 年 1 月 2 6 日	教育研究所研究員公開授業（教育の情報化研 究 A グループ）（北の台中学校）
	令和 8 年 2 月 9 日	教育委員会指定研究推進校研究発表会（土棚 小学校）

件 名	開催日	内 容
研究発表会等	令和 8 年 3 月 2 日	教育研究所研究員公開授業（心を伸ばす特別活動研究）（綾瀬小学校）
学校関係行事	令和 7 年 1 0 月 2 9 日	小学校連合運動会
生涯学習関係行事	令和 8 年 3 月 1 日	家庭教育推進大会
式典関係	令和 7 年 4 月 7 日	中学校入学式
	令和 7 年 4 月 8 日	小学校入学式
	令和 8 年 2 月 1 1 日	教育委員会表彰式
	令和 8 年 3 月 1 1 日	中学校卒業式
	令和 8 年 3 月 1 9 日	小学校卒業式
意見交換会	令和 7 年 1 1 月 2 9 日	市 P T A 連絡協議会主催「教育長・教育委員と語る会」（「教員の負担を減らすために P T A として出来ることは何か」ほか 6 件）
	令和 8 年 3 月 3 0 日	市長と教育長・教育委員の意見交換会（業務量管理・健康確保措置実施計画について）

第 2 部

教育振興基本計画の取り組み状況

1 綾瀬市教育振興基本計画について

本市の第1期教育振興基本計画（以下「第1期基本計画」という。）では、教育委員会が実施する学校教育及び生涯学習の推進に関する具体的な施策を定め、教育行政を推進していましたが、令和3年4月の行政組織の見直しに伴い、生涯学習課が市長部局へ移管したことから、学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランをそれぞれ策定し、両プランを合わせて本市の第2期教育振興基本計画として位置付けています。

第1期基本計画では、市民共通の目指すべき姿（基本目標）に加え、学校教育と生涯学習の分野ごとに基本目標を定め、三つの基本目標を定めていましたが、教育大綱の策定により、本市の教育全体の基本理念や目標が定められたことから、教育大綱の基本理念等につながる目標として、二つの基本目標を定めました。

綾瀬市教育大綱 基本理念

「自分らしく学び続ける」

第2期教育振興基本計画 基本目標

～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

～生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民～

地域における様々な活動を通じて、市民一人一人が生涯にわたって学ぶ喜びと生きがい、誇りを持ちながら、お互いを認め合い人生をより充実していくことが望まれます。

本プランは、総合計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とし、さらに、計画期間を前期・後期の各5年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいます。



2 各取組の点検・評価方法について

教育振興基本計画における基本目標、施策の基本方針等に基づき実施した前期実行計画掲載事業について、令和7年度における本市教育委員会の取り組みがどのように実行され、どのような結果が得られたのか、教育委員会の自己点検・評価を実施しました。

自己点検・評価に当たっては、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に対して、教育委員による部長・所属長へのヒアリングを実施し、教育委員会全体の自己点検・評価をまとめ、第三者委員会による検証を実施しました。

（１）点検・評価対象事業

第2期教育振興基本計画前期実行計画の締めくくりの年度として、以下のとおり10の重点取組等を対象とし、詳細な自己点検・評価を実施しました。

方針	重点取組等事業名	担当課
1－1	小・中学校における読書活動の推進	教育指導課
1－2	小中一貫教育の推進	教育指導課
1－3	教育の情報化の充実	教育研究所
2－1	児童・生徒指導の充実	教育指導課
3－1	外国につながるのある児童・生徒への支援	教育指導課 (教育研究所)
4－2	学校における働き方改革の推進	学校教育課 教育総務課 教育研究所

5－2	学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進	教育総務課
5－3	学校ICT環境の充実	教育研究所
6－1	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	教育指導課 生涯学習課
5－1	家庭教育支援の充実	生涯学習課 教育指導課

(2) 評価基準

点検・評価対象事業については、「計画を上回り実行」「計画どおり実行」「計画どおり実行できなかった」の3段階で評価を行いました。「計画どおり実行」以外の評価をした事業については、その理由を記載するとともに、全ての事業において、今後の課題・改善事項を抽出しました。

評 価	評価基準
計画を上回り 実行	①目標に明記した事業量を上回った ②目標に明記した事業量を達成し、明記した取組内容よりも高い水準であった ③目標に明記した事業量よりも少ない事業量で取り組み、明記した取組内容や事業目的を達成し、コスト面や市民サービスが向上した（少ないコストや事業量で事業目的が達成できた） ④取組年度の前倒しなど、事業の早期提供等により、市民サービスが向上した
計画どおり 実行	①目標に明記した事業量・取組内容を達成した ②目標に明記した事業量は確保できなかったが、明記した取組内容や事業目的を達成した
計画どおり 実行 できなかった	①目標に明記した事業量を下回った ②目標に明記した事業量どおりであったが、明記した取組内容に満たない水準であった（事業目的を達成できなかった）

(3) 自己点検・評価結果

点検・評価区分に基づき実施した全重点取組の自己点検・評価結果は次のとおりです。

評 価	事業数
計画を上回り実行	1 事業
計画どおり実行	9 事業
計画どおり実行できなかった	0 事業
合 計	1 0 事業

3 令和8年度点検・評価対象事業の点検・評価結果

対象事業一覧

No	事業名	所管課
1	小・中学校における読書活動の推進	教育指導課
2	小中一貫教育の推進	教育指導課
3	教育の情報化の充実	教育研究所
4	児童・生徒指導の充実	教育指導課
5	外国につながるのある児童・生徒への支援	教育指導課 (教育研究所)
6	学校における働き方改革の推進	学校教育課/教育総務課 /教育研究所
7	学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進	教育総務課
8	学校 I C T 環境の充実	教育研究所
9	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進	教育指導課 生涯学習課
10	家庭教育支援の充実	生涯学習課 教育指導課

No. 1 小・中学校における読書活動の推進

所管：教育指導課

事業概要	子どもたちの読書活動の推進による確かな学力の向上を図るため、学校司書を配置し、市立図書館との連携等により、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実するとともに、新聞を配架し、情報の収集・選択・活用能力の育成を推進します。																									
実行計画の目標 (7年度)	取組内容	事業量																								
		目標	実績																							
	①学校司書の配置 ②新聞の配架 ③図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施 ④市立図書館との連携	①全小・中学校 各1名 (5h/日) ②小学校4年生～中学校3年生 全クラス ③年3回 ④配本：全小学校 団体貸出：全中学校 学校訪問：全小・中学校	①各1名 (小学校4h/日、 中学校5h/日) ②全クラス ③年3回 ④配本：小学校9校 団体貸出：小学校8校 全中学校 学校訪問(施設見学)：5回																							
実施内容 (実績) 及び成果	①学校司書の配置 ・全小・中学校に学校司書を配置し、蔵書の購入や除籍、本の入れ替えや本の紹介、おすすめの本の展示等を行うなど、学校図書館の環境の充実を図りました。 毎年の来館者数は増減していますが、長期的に見ると増加しています。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>配置時間数</th><th>小学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)</th><th>中学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td><td>週20時間・年間816時間</td><td>64,050人 (13.8回)</td><td>25,856人 (10.7回)</td></tr> <tr> <td>R4年度</td><td>週22時間・年間888時間</td><td>73,206人 (15.9回)</td><td>27,610人 (11.5回)</td></tr> <tr> <td>R5年度</td><td>週22時間・年間888時間</td><td>71,221人 (16.1回)</td><td>27,550人 (11.3回)</td></tr> <tr> <td>R6年度</td><td>小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間</td><td>83,969人 (19.4回)</td><td>28,101人 (11.9回)</td></tr> <tr> <td>R7年度</td><td>小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間</td><td>77,377人 (18.6回)</td><td>27,767人 (12.0回)</td></tr> </tbody> </table>			年度	配置時間数	小学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)	中学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)	R3年度	週20時間・年間816時間	64,050人 (13.8回)	25,856人 (10.7回)	R4年度	週22時間・年間888時間	73,206人 (15.9回)	27,610人 (11.5回)	R5年度	週22時間・年間888時間	71,221人 (16.1回)	27,550人 (11.3回)	R6年度	小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間	83,969人 (19.4回)	28,101人 (11.9回)	R7年度	小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間	77,377人 (18.6回)
年度	配置時間数	小学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)	中学校来館者数 (一人あたりの 年間来館回数)																							
R3年度	週20時間・年間816時間	64,050人 (13.8回)	25,856人 (10.7回)																							
R4年度	週22時間・年間888時間	73,206人 (15.9回)	27,610人 (11.5回)																							
R5年度	週22時間・年間888時間	71,221人 (16.1回)	27,550人 (11.3回)																							
R6年度	小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間	83,969人 (19.4回)	28,101人 (11.9回)																							
R7年度	小：週22時間・年間888時間 中：週26時間・年間1,028時間	77,377人 (18.6回)	27,767人 (12.0回)																							

実施内容 (実績) 及び成果	②新聞の配架																											
	・ 小学校４年生から中学校３年生までの全クラスに児童・生徒用の新聞を配架し、休み時間中の閲覧や授業における調べ学習等に活用することができました。																											
	③図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施																											
	学校図書館担当者会（２回）及び学校司書連絡会議（１回）では、あやせブックリストを作成したり、小・中学校の学校図書館を研修の会場とすることで環境整備の好事例を見学したり、子ども読書活動の国・県の動向や学校間の取組などの情報提供を行ったりすることで、図書担当教諭と学校司書の資質向上を図りました。																											
	④市立図書館との連携																											
教育委員 会の 評価	・ 研修会における図書館事業の情報共有、図書館施設見学を実施するとともに、団体貸出（学校支援貸出）において、本を配送する仕組みを臨時的に運用しました。																											
	<table><tr><th>年度</th><th>配本</th><th>団体貸出</th><th>学校訪問（施設見学）</th></tr><tr><td>令和３年度</td><td>小学校 10 校</td><td>1,359 冊</td><td>0 件</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>小学校 10 校</td><td>1,125 冊</td><td>6 件</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>小学校 10 校</td><td>1,061 冊</td><td>5 件</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>小学校 10 校</td><td>838 冊</td><td>3 件</td></tr><tr><td>令和７年度</td><td>小学校 9 校</td><td>773 冊</td><td>5 件</td></tr></table>				年度	配本	団体貸出	学校訪問（施設見学）	令和３年度	小学校 10 校	1,359 冊	0 件	令和４年度	小学校 10 校	1,125 冊	6 件	令和５年度	小学校 10 校	1,061 冊	5 件	令和６年度	小学校 10 校	838 冊	3 件	令和７年度	小学校 9 校	773 冊	5 件
	年度	配本	団体貸出	学校訪問（施設見学）																								
	令和３年度	小学校 10 校	1,359 冊	0 件																								
	令和４年度	小学校 10 校	1,125 冊	6 件																								
	令和５年度	小学校 10 校	1,061 冊	5 件																								
	令和６年度	小学校 10 校	838 冊	3 件																								
令和７年度	小学校 9 校	773 冊	5 件																									
計画通り実行	理由	学校司書の配置、新聞の配架、研修の実施、市立図書館との連携について、計画通り実施できたため。																										
課 題 改善事項	過去５年間に於いて、１人当たりの月間貸出冊数に、大きな変化は見受けられませんが、読書が好きな児童・生徒の割合は減少傾向にあります。また、本を全く読まない児童・生徒の割合が令和３年度の 31.4%から令和７年度の 38.6%と増加傾向にあります。読書活動に無関心な児童・生徒に対するアプローチとして、あやせブックリストを作成し、その本を学校図書館に置くことで、誰もが手に取りやすい読書コーナーの充実を図っています。今後も、継続的に取り組みながら、読書環境の更なる充実を図る必要があります。																											

		月間貸出冊数	読書が好きな割合	本を全く読まない 児童・生徒
	令和3年度	1.37冊／人	設問なし	31.4%
	令和4年度	1.67冊／人	71.9%	34.0%
	令和5年度	1.48冊／人	69%	31.9%
	令和6年度	1.54冊／人	設問なし	設問なし
	令和7年度	1.47冊／人	62.3%	38.6%
※全国学力・学習状況調査より ・新聞の配架については、各学校の様々な活用状況を把握しながら更なる活用を目指すとともに、学校図書館担当者会等で、児童・生徒用の新聞等の活用について、情報を共有し、好事例等を全体へ周知していく必要があります。 ・市立図書館との団体貸出事業や学校支援貸出事業については、必要な時に速やかに児童・生徒のもとに本が届くよう、学校と市立図書館との円滑な貸出・返却の仕組みを整える必要があります。				
第三者委員による 検証結果	新聞は、紙面上の様々な情報との遭遇により、新たな興味を掻き立てたり、思考力の向上に役立ったりすることから、子どもの頃から新聞を読む習慣をつけることは大変重要です。新聞をただ配架するだけではなく、具体的な活用事例の紹介や新聞社と連携した出前講座の実施を通じて、新聞の良さを伝えることで、新聞の活用をより促進できると考えます。			
	団体貸出数の減少や子どもたちの読書状況が上向かない原因、あやせブックリストの効果については、詳しい分析・評価が必要であると思います。			
	本を全く読まない児童・生徒の増加は大きな課題です。生成A Iの台頭により、大学生さえも長文を読まなくなり、思考自体を忌避する傾向すら見られます。読みたい本が学校図書館にあって、いつでも借りられる環境が整っていることは読書活動の推進において大変重要です。読書を通じた読解力・思考力向上のため、「あやせブックリスト」の作成に留まらず、学校図書費の確保をはじめ、様々な読書活動推進策を永続的に講じていくことを期待します。			

No. 2 小中一貫教育の推進

所管：教育指導課

事業概要	綾瀬市が目指す子ども像の実現に向け、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業等を実施することにより、義務教育9年間連続的に成長する子どもたちの姿を見通しながら、小学校1年生から中学校3年生まで一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を進めます。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究 ②小学校への乗り入れ授業の実施 ③教科担任制の実施 ④小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有	①綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年4・5回 ②全小学校（教科は学校ごとに設定） ③全小学校 ④担当者会：年5回 研修会：年10回	①年3回 ②全小学校（教科は学校ごとに設定） ③全小学校 ④担当者会：年8回 研修会：年19回
実施内容 (実績) 及び成果	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究 (1) 小中合同総括教諭連絡会の開催 ・令和7年度は、小中合同総括教諭連絡会を「確かな学力部会」「児童・生徒指導部会」「心の教育部会」の3部会に位置付け、各部会2回ずつ開催しました。参加対象者をそれぞれの内容の校務分掌を担当する総括教諭とし、全ての総括教諭が綾瀬市型小中一貫教育の推進に向けて、全小・中学校で共通した取組について協議しました。その上で、まずは中学校区でどのような取組が実施可能か協議し、実践に向けて検討しました。所掌している内容がほぼ同じであるため、具体的な取組をイメージしながら協議することができました。 ・「確かな学力部会」としては、「授業スタイルの共通化」を目指し、「あやせ型授業モデル」「あやせ型ノート（プリント）モデル」を活用し、「めあて（目標）と振り返り」を位置付けた授業づくりに取り組みました。特に、どの学校においても授業の終わりに振り返りを書くことを意識することができました。 ・「児童・生徒指導部会」としては、ほとんどの学校が「いじめ防止宣言、いじめゼロ宣言」や「ピンクシャツデー」の取組を継続しました。これらの取組をどのように生かして、よりいじめを防止する意識を高めていくかの検討を行い、児童会や生徒会を活用して推進するなどの方向性を協議することができました。 ・「心の教育部会」としては、道徳教育における情報共有をもとに、中学校区での目指す子ども像を検討しました。これにより、中学校区の重点目標（項目）を共有し、今後、系統性を意識した道徳教育の実践を目指すという方向性を協議する		

ことができました。

(2) 綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の開催

- ・令和7年度は3回実施しました。各回ともに、小中合同総括教諭連絡会の各部会の協議内容を受け、中学校区での取組を推進するための機会を検討したり、中学校区での取組を市全体での取組にするための方向性や方法を検討したりしました。他の中学校区の取組を参考に、今後の取組を検討することができ、また、すべての小学校での乗り入れ授業を実施する計画を進めることができました。

②小学校への乗り入れ授業の実施

- ・小学校の卒業を迎える6年生に対して、中学校区ごとに数学や英語、音楽、また特別活動（中学校の生活について）の乗り入れ授業を全ての小学校で実施しました。児童の感想からは「楽しい気持ちが増してきた」「いろいろ不安があつてこわかったけど、先生たちがやさしく話しかけてくれて行くのが楽しみになりました」「小学校と同じことやちがうことがわかって少し不安がへった」等、6年生（新中学1年生）の中学入学に対する不安を解消し、中学校生活に見通しを持たせることにつなげることができました。

③教科担任制の実施

- ・小学校では、県の事業としての教科担任制だけではなく、各小学校の実態に応じて交換授業や、中学年以上で専科指導という形で実施することとおして、児童に対する指導力、対応力の向上や教科の系統性を踏まえた指導につなげることができました。

④小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有

- ・各研修会、担当者会を小中合同で開催し、協議のグループを中学校区にすることで、具体的な児童・生徒の様子をもとに協議を行うことができました。それにより、教員間の連携を図るとともに、アンケートの記述に「学年毎に学習の内容や方法について見直す機会となった」「中学卒業後の進路を知ることで、小学校の立場としてはどのような力をつけて卒業させることが子どもたちにとって必要なことなのかがわかった」とあるように、各自が小・中学校の違いに気付き、9年間の系統性を見通しを持つことができました。
- ・「あやせ小中一貫教育の日」を設定したことで、小中交流会等の小中一貫教育についての取組や各校の日程調整が行いやすくなりました。
- ・中学校区で小中交流会を実施して教員同士の関係構築に努めたり、互いの校内研

	究に参加したりする等の実践を行いました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	全ての小学校で乗り入れ授業を実施することができた。協議会や連絡会（各部会）においては、中学校区毎に小中一貫教育に向けた具体的な取組を検討することができた。担当者会や研修をととして教員間での情報共有を密に行うことで、教員間での小中連携の意識を醸成することができたため。
課題改善事項	小中合同総括教諭連絡会において、小中一貫教育を推進するための具体的な取組の検討が中学校区毎にできているため、さらに市全体を考えた取組になるよう、推進連絡協議会と連携を図り、実践に向けて全教職員への参画意識の向上を図る必要があります。その上で、小中一貫教育の取組が、児童・生徒の成長につながり、目指す子ども像である「思いやりがあり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」の実現を目指すことが必要となります。 また、小中合同総括教諭連絡会においては、総括教諭が参加していますが、学校によって一部所掌する業務が異なるため、内容によって協議ができないことがあります。市全体で小中一貫教育を進めるためには、学校組織を可能な限り揃えるように、教育委員会が支援を行うことが必要です。		
第三者委員による検証結果	合同総括教諭連絡会の開催は、小中相互の意識喚起という点で高く評価できる試みです。9年間の見通しを持ったカリキュラム編成の土壌づくりのため、さらに踏み込んだ議論ができると良いでしょう。一部教員に留まらず、全市教職員へと広げて行くためのさらなる工夫を期待します。 「確かな学力部会」における「あやせ型授業モデル」及び「あやせ型ノート（プリント）モデル」については、児童・生徒の学力定着、思考深化、態度形成にもたらした効果の具体的な検証が必要だと思います。 小学校における教科担任制の推進は、小中一貫教育の推進において大変重要です。学校ごとに実態は異なりますが、成功事例に学びながら進めていくよう期待します。 小中一貫教育で重要なことは、子どもたちが9年後にどうなっていてほしいか、ビジョンを明確に持ち、その実現のために、見通しを持ったカリキュラムを全ての科目で組み上げることです。そのためには、教員はもちろん、教育委員会も、視野を広く持っていただければと思います。教員は大変な熱意をもって子どもたちと接しており、それ故に、子どもたちが第一優先となり、視野が狭まってしまうことがあると思います。一步引いた視点からの教育委員会の適切な支援も重要です。		

No. 3 教育の情報化の充実

所管：教育研究所

事業概要	情報活用能力を始めとしたこれからの時代を生きていく上で基盤となる子どもたちの資質・能力を育むため、研修等の実施により、教員のＩＣＴ活用における指導力等の向上を図ります。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①教育研究所研究員による授業モデルの提示 ②教育の情報化推進のための研修の実施 ③ＩＣＴ活用における指導力向上のための教員研修の実施 ④タブレット端末・オンライン教材活用のための教員研修の実施 ⑤教育の情報化実践事例集の作成	①公開授業：年４回 ②教育の情報化研修会：年１回 ③ＩＣＴ活用に関する研修：１回 プログラミング教育に関する研修：１回 ④オンライン学習、アプリケーションに関する研修：年２回 ⑤教育の情報化研究会：年５回	①年２回 ②年２回 ③９回 ④タブレット端末活用、アプリケーションに関する研修：年４回 ⑤年１０回
実施内容 (実績) 及び成果	①教育研究所研究員による授業モデルの提示 ・小・中学校各１校で、タブレット端末を活用した授業の実践を公開しました。 小学校：綾西小学校　３年生「社会科」 …授業支援ソフトを活用した他者参照、協働学習の実施。 中学校：北の台中学校　２年生「社会科」 …表計算ソフトを活用した振り返りの他者参照、協働学習の実施。 ②・③・④ ・教員のＩＣＴ活用における指導力等の向上を図るため、各種研修を実施しました。 【研修内容】 ・デジタル学習基盤に対する意識改革の研修　１回（実績②：１回） ・情報活用能力・情報モラルに係る研修　１回（実績②：１回） ・タブレット端末更新に係る活用研修　８回（実績③：５回、④：３回） ・授業支援ソフト導入に係る活用研修　４回（実績③：３回、④：１回） ・ＣＢＴ実施方法研修　１回（実績③：１回）		

	⑤教育の情報化実践事例集の作成 ・教育の情報化実践事例集に変わる活用サイトの作成に向け、毎月の研究会において、教育の情報化研究員より実践事例の集約を行いました。 ○総括 ・タブレット端末・デジタルドリルの更新及び授業支援ソフトの導入、さらにはインターネット回線の増強と、教育の情報化に係る学校環境が大きく変化した中、導入後の早い段階で公開授業を実施することで、新環境での授業実践における方向性を周知することができました。 ・デジタル学習基盤に対する意識改革の研修や情報活用能力・情報モラルに係る研修を実施したことで、現在求められている授業観や子どもたちに身に付けさせた力について周知することができました。これにより教員のＩＣＴ活用における指導力の向上を図ることができました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	9月にＩＣＴ環境が大幅に更新されることから、公開授業の実施回数を4回から2回に変更したものの、小・中学校それぞれ1回の公開授業を実施するとともに、更新した環境・機器や導入したソフトウェアに対応した研修を実施したことで、タブレット端末の活用が大幅に進んだため。
課題改善事項	教育の情報化実践事例集やそれに変わる活用サイト自体の活用を促進するために、使いやすさや見やすさ等を工夫し、公開授業等と交えながら教員への周知を進めていく必要があります。 環境が大きく変化したことにより、ＩＣＴ機器の利用が進みましたが、それに伴い学校内外で様々なトラブルが引き起こることが予想されることから、教員の情報活用能力や情報モラルについての正しい認識を持ってもらうための研修を計画していく必要があります。 生成ＡＩなど最先端の情報技術が加速度的に発展していく時代であることを踏まえて、学校教育における生成ＡＩガイドラインの策定や情報セキュリティポリシー等の見直しを図り、適切な形で各学校に周知を図る必要があります。 教員の指導力の向上等、教育の情報化に向けた取組は多岐に渡ることから、今後も引き続き、関係部署との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。		

第三者委員
による
検証結果

研修の成果として挙げられている「指導力の向上」については、具体的にどのように向上したのかを詳しく分析する必要があると思います。

I C Tへの向き合い方は、教員間で積極性や習熟度に大きな差が生じる懸念があります。子どもが享受する授業の質にも関わる話であることから、研修への参加を必須としても良いと思います。

一方で、情報化を進めようとするあまりに視野が狭くなってしまわぬよう、他の教育施策とのバランスをよく保ち、時には適切にブレーキをかけながら進めていっていただきたいと考えます。

教育現場に大きな影響を及ぼし得る生成A Iは小・中学生にも急速に普及しています。教員、児童・生徒それぞれの視点から、効果的な利活用の方法を検討する必要があります。教育課程の中で生成A Iをどのように位置づけ、授業の中で活用していくか、全市的に探究していくことを期待します。

学校教育における生成A Iガイドラインの策定や情報セキュリティポリシー等の見直し、各学校への適切な周知は喫緊の課題です。近年しばしば発生している、生成A Iを用いた不適切な画像作成・拡散事例を鑑みても、綾瀬市の小・中学生から同様の事案を生じさせないため、早急な対応が求められます。

No. 4 児童・生徒指導の充実

所管：教育指導課

事業概要	いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、スクールアンケートの実施や教員の指導力向上のための研修の実施等、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①関係機関を交えた児童・生徒指導の情報交換の実施	①児童・生徒指導担当者会：年5回	①年3回
	②児童・生徒理解、指導力向上のための研修会の実施	②児童・生徒指導研修会：年1回	②年1回
	③問題行動等の早期発見・対応のための調査の実施	③児童・生徒指導状況調査：月1回（対象：全児童・生徒）	③月1回
	④児童・生徒指導計画書の作成・報告	④計画作成・報告：各年1回	④各年1回
	⑤学校におけるいじめ防止等の対策の検討・協議	⑤いじめ防止等対策委員会：年2回	⑤年2回
実施内容 (実績) 及び成果	①児童・生徒指導担当者会 ・学校の働き方改革の取組の1つとして、年5回から年3回の開催に変更して4年目となりましたが、関係機関（関係各課に加え、大和警察署、綾瀬児童相談所、保護司会等）との連携を図りつつ、学校間の情報共有は日常的に行うことができました。 ・各回とも学校及び関係機関から合計40人程度の参加があり、児童・生徒指導事案をもとに協議や情報交換を行うことで、事案の解決に向けての早期対応につながることができました。 ②児童・生徒指導研修会（各校2名及び会場校全職員） ・8月3日に、市内小・中学校教職員を対象として「不登校児童・生徒に対する学校の支援の在り方」をテーマに、講師の方からの講義に加え協議等を行いました。 ・会場校の土棚小学校を中心に、市内小・中学校の教員44人が参加し、不登校児童・生徒への支援の在り方について、理解を深めることができました。		

	③児童・生徒指導状況調査 ・毎月市内小・中学校から、長期欠席者数、いじめの認知件数、事故発生件数、暴力行為発生件数等のまとめの提出をしてもらい、必要に応じて教育委員会が学校に対し、指導・助言を行いました。 ④児童・生徒指導計画書、報告書 ・年度初めと年度末に、市内小・中学校から児童・生徒指導計画書、報告書の提出がありました。報告書から、全ての学校において「月1回のスクールアンケートを実施が、児童・生徒のいじめ等のトラブルの早期発見・早期対応につながった」と報告がありました。 ・各校の課題に対しては、予防策としてトラブルが起こる前にできること（効果的なSSTの実施、小・中連携して取り組む等）について、他校の事例を参考に、助言を行いました。 ⑤いじめ防止等対策委員会 ・5名全員の委員が本市の学校におけるいじめの実態やいじめの重大事態発生時における対応マニュアルの見直し等、協議を行いました。（年2回） ・いじめの重大事態事案に係る調査方針等の検討・調査を行いました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	各学校から提出された児童・生徒指導報告書から、様々な事案について、組織的に対応でき、場合によっては関係機関と連携して対応に当たることができたという学校が多かったため、概ね計画どおり実行できたと判断しました。
課題改善事項	児童・生徒指導における課題が複雑化・多様化していることから、課題の解決に向け、今後も学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ連携を図り、組織的・計画的にそれぞれの取組を実施することが必要となります。特に、児童・生徒指導事案の発生件数や未解決事案を考慮すると、課題の早期発見・未然防止に努められるよう、研究を重ねていく必要があります。		
第三者委員による検証結果	児童・生徒指導における課題の早期発見や未然防止に対し、重厚な対応策を取っている一方で、児童・生徒指導事案の発生件数や未解決数がやや増加しているとすれば、それは憂慮すべきことです。実施内容及び成果としては、発生件数の逡減といじめ事案の解決率の向上を指標とする必要があると考えます。 細やかな児童・生徒指導を進める中では、社会に適応できる力を育むためにも、些細なトラブルであれば、ソーシャルスキルを磨く機会として経験させてあげることが大切ですが、トラブルを発生当初からできるだけ大きな問題としない		

ように注意することもまた必要だと考えます。

いじめ重大事態を未然に防ぐため、いじめ事案の早期解決に特化した、校長・教頭を対象とした管理職研修会の実施が必要と考えます。いじめ重大事態に関わった経験のある弁護士などを講師に招くのが良いでしょう。

いじめ問題は、保護者対応により事態が悪化・複雑化することが多い問題です。教員の手に余る問題であることから、スクールロイヤーの導入を本格的に進めていってほしいと思います。

No. 5 外国につながるのある児童・生徒への支援

所管：教育指導課（教育研究所）

事業概要	外国につながるのある子どもたちへの日本語指導や生活指導、学習指導のため、国際教室を設置するとともに、日本語指導協力者の派遣や全小・中学校に導入している音声翻訳システム用タブレットの活用により、学校生活への適応を支援します。		
実行計画の目標（7年度）	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①日本語指導や生活指導、学習指導のための国際教室の運営 ②日本語指導・生活適応指導・教科指導等のための日本語指導協力者の派遣 ③外国につながる子どもたちの理解や日本語の指導技術向上のための教員向け研修会の実施 ④音声翻訳システム用タブレットの更新	①小学校 5 校、中学校 1 校 ②対応言語：10 か国語 ③年 2 回 ④15 台	①小学校 7 校、中学校 1 校 ②9 か国語 ③年 2 回 ④更新せず引き続き 15 台使用できる環境を継続
実施内容（実績）及び成果	①日本語指導や生活指導、学習指導のための国際教室の運営 ・小学校 7 校、中学校 1 校の計 19 名の担当者により、国際教室が運営され、外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導や学校生活への適応を図る指導を実施しました。 ②日本語指導・生活適応指導・教科指導等のための日本語指導協力者の派遣 ・外国につながるのある児童・生徒への日本語指導や保護者との面談における通訳・お便り等の翻訳など、必要に応じて、日本語指導協力者を合計で 1,128 時間派遣しました。対応言語の減少は、児童・生徒のニーズによるものです。 ③外国につながる子どもたちの理解や日本語の指導技術向上のための教員向け研修会の実施 ・国際教室担当者を対象に日本語指導研修会を 1 回、また国際教室担当者及び各学校 1 名及び希望者を対象に国際理解教育研修会を 1 回実施し、日本語指導や国際理解教育について理解を深めました。 ○その他 ・年度途中に編入した日本語を話せない児童・生徒に対して、日本語指導等を行い、学校生活に適応できるようにするための日本語指導巡回サポーターを 190 時		

	間派遣しました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	各校の要望に応じた日本語指導協力者の派遣、教員の技術向上や情報収集を重視した担当者会や研修を実施し、日本語指導が必要な児童・生徒に対して支援を行うことができたため、計画どおり実行できたと判断しました。
課題改善事項	外国につながるのある児童・生徒のうち、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり（Ｒ３年度 202 人→Ｒ４年度 240 人→Ｒ５年度 241 人→Ｒ６年度 273 人→Ｒ７年度 280 人）、言語の違いだけでなく、宗教や生活文化の違いも幅広くなっています。そのため、子どもたちのニーズも多様化していることから、国際教室の適切な運営や日本語指導協力者の派遣等、外国から編入してくる、日本語が全く話せない児童・生徒への日本語指導の体制づくりや、日本語指導の教職員の確保と専門性の向上等、日本語指導の推進と充実を図る必要があります。 音声翻訳システム用タブレットについては、令和７年度に導入した Chromebook の Google 翻訳で代用が可能なため、必要性を含めて検討する必要があります。		
第三者委員会による検証結果	大変手厚い支援を実施できていると思います。外国につながるのある子どもが、言葉や文化の違いから居場所を見出せず、非行に走ってしまう例は少なくありません。今後はさらに、外国につながるのある児童・生徒を日本の学校環境に単に適応させるだけでなく、互いの文化を理解し尊重し合うことで、日本籍の子どもたちの受容性も育めるような共生教育の進展にも期待しています。 外国につながるのある児童・生徒の保護者に対し、学校運営への積極的な参加を呼び掛けることも、その一助となると思います。		

No. 6 学校における働き方改革の推進

所管：学校教育課、教育総務課、教育研究所

事業概要	教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員の負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働安全衛生管理体制の充実に努めます。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
実行計画 の目標 (7年度)	①市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置 ②学校閉庁日の実施 ③留守番電話の運用 ④教職員の健康維持管理のための事業の実施 ⑤在勤状況調査の実施	①教頭業務アシスタント：各校1人 県費スクール・サポート・スタッフ：各校1人 ②夏季休業期間中概ね4日間 ③設定日：平日・長期休業期間の夜間 土日祝日 年末年始 学校閉庁日 ④健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 ⑤全小・中学校：年3回	①教頭業務アシスタント：各校1名 県費スクール・サポート・スタッフ：各校1名～4名 ②4日間（8月12日～15日） ③設定日：平日・長期休業期間の夜間 土日祝日 年末年始 学校閉庁日 ④健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 衛生委員会設置（通年・綾瀬小） ⑤全小・中学校：年3回
		①市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置 ・全小・中学校に教頭業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の業務負担の軽減や授業準備の補助等を行いました。 【内訳】 教頭業務アシスタント：各校1人 スクール・サポート・スタッフ： 城山中 1人 綾北小・綾西小・綾南小・天台小・土棚小・寺尾小・綾瀬中・春日台中 各2	

人

綾瀬小・北の台小・落合小・綾北中・北の台中 各 3 人

早園小 4 人

※各学校に同じ配当任用時間が割り振られており、学校事情により任用人数や任用時数が異なります。

②・③

- ・日直を置かずに対外的な業務を行わない日として学校閉庁日を設定し、教職員の休暇取得を促進しました。
- ・広報あやせに「学校における働き方改革について」を掲載したことにより、学校閉庁日や留守番電話の継続的な実施について周知を図るなど、市民への意識啓発に結びました。また、学校閉庁日期间中の事故等で緊急に連絡を要する場合は、市役所代表電話へ御連絡いただく体制を整えていることも掲載をし、周知を図りました。

④教職員の健康維持管理のための事業の実施

- ・教職員健康診断を実施し、対象者 575 人のうち人間ドック受診者等を除く 295 人が受診しました。
- ・ストレスチェック調査票（マークシート式）を実施し、対象者447人のうち440人が受診しました。
- ・令和 4 年度より、学校単位で作成したストレスチェックの結果について校長へ情報提供を行いました。また、ストレスチェックでの高ストレス者及び在勤調査での長時間勤務対象者について、必要に応じて校長から学校での様子を聴取し、管理監督者としての意識を高めてもらうよう、管理職向けの研修や助言を行いました。なお、ストレスチェック調査票を配付する際、無料メール相談等のチラシを作成し同封するなど、教職員への情報提供を行いました。
- ・学校ごとのストレスチェックの結果及び高ストレス者等の対応（医師による面接指導）について、学校長と情報共有を行い、教職員の労働安全衛生管理体制の推進に努めました。

⑤在勤状況調査の実施

- ・教職員の 1 か月平均時間外在校等時間については、令和 6 年度に比べ、令和 7 年度は約 14.7%減（6 時間 14 分減）となっています。

○その他

	・6月5日に市ホームページにおいて働き方改革加速化宣言を行い、市民への周知を行いました。また、校長会や教頭会等で教育委員会の取組について報告を行い、学校へ通送配付しました。 ・「学校における働き方改革の方針」に基づき、教育委員会各課での取組状況について学校へ周知し、教職員の休暇取得の推進や勤務時間についての意識啓発につなげました。		
教育委員会の評価	計画どおり実行	理由	それぞれの事業に対して、適切に実施することができたため。
課題改善事項	働き方改革に係る取組について継続的に周知するとともに、勤怠管理システムの適正な運用による在校等時間の管理を徹底し、時間外在校等時間の状況を把握・精査することで、引き続き、教職員の意識の醸成を図っていく必要があります。 また、高ストレス者と長時間勤務対象者の関連性を分析し、労働安全衛生管理体制の更なる強化への活用を図ります。 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が、文部科学省から示されました。令和8年度より、この計画に基づき、業務分担の見直しや適正化を図っていきます。		
第三者委員による検証結果	教頭の業務は多岐にわたり、負担も大きいことから、アシスタントをつけるという発想は大変すばらしいと思います。今後も活用を期待します。 教員の働き方改革を進める上では、個々の教員の業務量を正確に把握することが重要です。特定の教員に負担が集中しないよう、教育委員会や管理職が日常的に業務量を把握し、業務が均等に配分されるよう注意する必要があります。業務量調査は大変な作業ではありますが、負担の平準化や人員配置の見直し等、業務改善の第一歩となることから、ぜひ実行してほしいと思います。 在校時間については、公式に示された在校時間が必ずしも教員の業務実態を反映しているとは限らないという可能性には留意が必要と考えます。業務量全体が減っていないにもかかわらず在校時間が減少している場合、表向きは退勤した後に業務を継続する、持ち帰りです仕事をするなど、教員が無理な業務形態で働いている可能性があります。匿名の記述式アンケートの実施など、数値には必ずしも表れて来ない勤務実態を把握するための取組と、結果に応じた改善策の実施が必要ではないでしょうか。		

No. 7 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

所管：教育総務課

事業概要	子どもたちにとってより良い学習・生活環境を確保するため、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、学校施設の適切な維持管理及び改修等を進めます。		
実行計画の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①第2期短期計画の策定 ②第1期短期計画に基づく予防改修・部分改修	①会議：年1回以上 ②予防改修：綾瀬中 管理・校舎棟 部分改修：寺尾小 校舎屋上防水・外 壁、北の台中体育 館棟	①策定見送り ②予防改修：綾瀬中 外壁等の改修を実 施 部分改修：寺尾小 屋上防水・外壁、 北の台中屋上防水 ・外壁の改修を実 施
実施内容 (実績) 及び成果	・令和7年度は市長部局から経営企画部長、公共施設マネジメント推進課長、財政課長を検討委員会の委員に加え、検討しました。 ①第2期短期計画の策定 ・第2期短期計画策定体制については、市域施設、地域施設、学校施設の一体的な検討が必要となり、令和6年度から見直しを始めている綾瀬市公共施設再編計画と連携を図り進めていくことから、要領等の策定を見送りました。 ②第1期短期計画に基づく予防改修・部分改修 ・令和2年度に策定した綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画の第1期短期計画に基づく部分改修を計画どおり実施し、より良い学習・生活環境の確保に努めました。 ＜第1期短期計画に基づいて完成した工事＞ 【予防改修】 ・綾瀬中学校A棟外壁等改修工事（工事完成日：令和8年1月31日） 【部分改修】 ・寺尾小学校教室棟屋上防水・外壁改修工事（工事完成日：令和8年1月31日） ・北の台中学校体育館棟屋根防水・外壁改修工事（工事完成日：令和8年1月31日）		

教育委員会 の評価	計画どおり実行	理 由	第2期短期計画については、将来的な学校施設の統廃合や市域施設・地域施設との複合化の可能性など、新たに計画の見直しが必要となったことから、公共施設マネジメント推進課と連携して検討していく。また、第1期短期計画に基づく改修工事については、計画どおり実施し、工事を完了することができた。
課 題 改善事項	施設の老朽化が進むなか、子どもたちにとって安心・安全な学習・生活環境を確保していくことが課題であります。また、現在策定を進めている公共施設再編計画の第2期アクションプランの中で市域施設、地域施設との複合化の可能性を含めた検討をしながら、効果的・効率的な建替えや改修を計画的に取り組む必要があります。		
第三者委員 による 検証結果	予算に制限がある中でも、再整備や長寿命化に伴う大規模工事を進めることに加えて、子どもたちの安全に直結することから、老朽化対応などの緊急性の高い工事にも同時に取り組む必要があります。 また、救助袋等の避難用の器具の整備にも注意が必要です。頻繁に使用するものではないため、器具が汚れていることも多く、それを理由に訓練が疎かになることも想定されます。訓練を確実に実施し、有事の際にも問題なく使用できる体制を整えるためにも、清掃に要する費用の予算計上も含め、整備体制を整えることが必要ではないでしょうか。		

No. 8 学校 I C T 環境の充実

所管：教育研究所

事業概要	学校における I C T 機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え劣化が進む校務用機器、各教室のプロジェクター等の整備により、学校全体の I C T 環境の充実を図ります。		
実行計画 の目標 (7 年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①ヘルプデスクの運用 ②授業サポートや学校 I C T 機器運用支援のための I C T 支援員等の配置 ③モバイルWi-Fiルーターの貸与 ④プロジェクターの更新 ⑤学習者用・教員授業用タブレット端末の更新	①平日 9 時～17 時 (繁忙期は18時) ② I C T 支援員：1 名 I C T 学習支援員：3 名 ③家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒 ④ R 3 の年次計画で定める目標数 ⑤学習者用：全児童・生徒数 教員授業用：各校普通教室・少人数教室・理科室	①平日 9 時～17 時 (繁忙期は18時) ② I C T 支援員：1 名 I C T 学習支援員：5 名 I C T 補助員：2 名 ③家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒 ④全小・中学校：計306 台(令和 5 年度整備) ⑤学習者用 (601 台)：全児童・生徒用 (6, 441 台) に加え予備機 (966 台) を加えた8, 008 台
実施内容 (実績) 及び成果	②授業サポートや学校 I C T 機器運用支援のための I C T 支援員等の配置 ・ I C T 支援員、I C T 学習支援員及び I C T 補助員を配置し、授業における I C T 機器の活用の支援を行いました。 ・ I C T 学習支援員について、従前の入札による業者決定から、プロポーザル方式に変更し、よりよい人材を学校に配置する事で、現状より一層 I C T 環境の充実を推進できる業者と契約しました。その結果、支援の充実を図ることができました。 ③モバイルWi-Fiルーターの貸与 ・ 家庭におけるタブレット端末を活用したオンライン学習が可能となるよう、インターネット環境未整備の児童・生徒に対し、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を行いました。 【児童・生徒及び学校への貸与台数】 令和 5 年度 小学校 70 台 中学校 35 台 計 105 台		

	令和6年度 小学校 58台 中学校 24台 計 82台 令和7年度 小学校 48台 中学校 16台 計 64台 ⑤学習者用・教員授業用タブレット端末の更新 ・学習者用・教員授業用タブレット端末の更新については、ネットワーク負荷等を勘案し、Windows 端末からChromebook へ変更しました。また、A I 型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトも併せて導入し、2学期より新たなタブレットとA I 型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトを活用できる体制を整えました。 ○その他 ・タブレット端末を一斉に使用すると、ネットワーク負荷のため、タブレット端末が固まってしまうといった課題がありましたが、ネットワーク回線の増強（1GB →10GB）により、一斉に使用しても問題なく操作できるようになりました。		
教育委員会の評価	計画を上回って実行	理由	タブレット端末の更新、ネットワーク回線の増強、A I 型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトの導入及びI C T学習支援員の委託業者をプロポーザルで選定し、よりよい人材を学校に配置する事で、学校のI C T環境を大幅に改善する事ができたため。
課題改善事項	タブレット端末を Chromebook へ変更したこと及び新たなA I 型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトを導入したことから、更なる活用のため、教職員への研修やフォローなど、サポート体制を充実する必要があります。 また、今後、校務用パソコンの更新と併せて、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策（アクセス制御）等を行う必要がありますが、莫大な費用がかかるため、補助金の活用や近隣市との共同調達等で費用を抑える必要があります。		
第三者委員による検証結果	学校I C T環境については、大変充実した取組がなされており、市の熱量の高さを感じています。 今後は全国的に学習者用デジタル教科書の導入が進んでいくと思います。児童・生徒がクラウドからデータを参照する際、通信速度に問題が生じないよう、今のうちから調査・対策をしておくとう良いでしょう。 利便性の高いものは同時に危険性を伴っている場合があります。セキュリティ対策については、確かに費用を要することではありますが、子どもたちの安全に直結する問題であることから、早急に実現の目途を立てる必要があると考えます。		

No. 9 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

所管：教育指導課
生涯学習課

事業概要	地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開、保護者や地域ボランティアの活用のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施	①関係部局間との連絡会：年2回	①年3回
実施内容 (実績) 及び成果	・あやせコミュニティ・スクール開始4年目の7年度は、市教育委員会（事務局）と生涯学習課（中央公民館）、各学校との連携を図るために、引き続き推進連絡協議会を年間3回開催し、学校運営協議会の進め方や地域学校協働活動との一体的推進に向けた協議及び情報交換を行いました。 ・令和6年度より、各学校の学校運営協議会委員の人数が増加し(令和6年度168人→令和7年度171人)、地域や保護者の声に耳を傾け、学校運営に参画していただく土壌づくりがさらに進んできました。 ・各学校では、育てたい子ども像や各校の課題に合わせた部会を設けたり、行事と会議を同日に実施したりするなど、学校運営協議会の運営や開催方法を工夫することで、学校運営協議会委員に学校の様子を知ってもらうことができ、熟議を深めることができました。 また、研修として年1回7月に、学校の担当者（学校運営協議会委員の代表総括教諭）と地域の学校運営協議会委員（希望者）を対象とした研修会を実施し、講師の講義から推進の具体や見通しについて御示唆いただきました。さらに、地域コーディネーター及び学校運営協議会委員（希望者）を対象として、年4回フォローアップ講習会及び情報交換会を開催し、各学校の地域学校協働活動の取組事例を共有し、情報交換をすることで、それぞれの学校の特色を生かしながら、市全体で推進していく意識が高まりました。 ・生涯学習課所管の地域コーディネーター作成の地域学校協働活動事業実績報告書（コーディネートレポート）を活用し、他校の推進状況を共有することで、各校における活動の推進につながりました。		

教育委員会 の評価	計画どおり実行	理 由	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進については、推進連絡協議会を年3回開催できたことや、各学校の学校運営協議会（年間3～5回程度）が予定どおり実施され、研修会の実施、地域学校協働活動へとつながる活動例も増えてきたため、計画どおり実行としました。
課 題 改善事項	あやせコミュニティ・スクールを開始して4年が経過しました。学校運営協議会委員全体に対して行ったアンケート結果から、熟議のテーマ設定や、学校や地域の課題の共有について、約10%の委員が否定的な回答をしていることを受け、引き続き推進連絡協議会や研修会等の充実に加え、チラシの配布やホームページ、指導訪問等を通して「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」というキーワードを用いた周知・啓発を行い、コミュニティ・スクールの目的を浸透させていく必要があります。 また、市教育委員会は、各学校で学校運営協議会の中で熟議した内容が、地域学校協働活動へとつながるような好事例が増えるように、学校の伴走支援に努めていく必要があります。		
第三者委員 による 検証結果	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えるという事業概要に対して、目標①の「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施」のみでどこまで充足できるのか、疑問を感じています。相互に緊密な連絡体制の構築による情報交換の活性化は当然必要ですが、さらに踏み込んだ具体的な施策も必要であると思います。 「熟議のテーマ設定や、学校や地域の課題の共有について、約10%の委員が否定的な回答をしている」という点については、地域と学校の連携を深める上で、関係者の課題意識や不満を早期に特定し、改善していくためにも、原因の分析と具体的な対応策の実施を進める必要があると考えます。 学校と委員での話し合いを重ねる中で、様々なことを手伝ってもらえるようになって助かっているという話を校長先生から聞くことができました。実績は着実に積み上がっているのので、引き続き関係性を深めていってほしいと思います。委員が一つの意識のもとで動けるようにするためにも、県で実施している講習会を積極的に活用するのも良いでしょう。		

No. 10 家庭教育支援の充実

所管：生涯学習課、教育指導課

事業概要	保育所、幼稚園、小・中学校、PTA連絡協議会等と連携し、家庭教育アドバイザーによる講座や講演の開催、あやせゼロの日運動・あやせ夜間ゼロ運動の普及・啓発等を実施することにより、家庭の教育力の向上と充実を目指します。		
実行計画 の目標 (7年度)	取組内容	事業量	
		目標	実績
	①地域家庭教育講座の開催 ②家庭教育アドバイザー等による講演会の開催 ③あやせゼロの日運動の普及と啓発 ④あやせ夜間ゼロ運動の普及と啓発 ⑤団体等と連携した家庭教育に関する講座の開催	①随時（幼稚園保護者の会、小・中学校PTA） ②年11回 ③随時、広報掲載：年6回、防災無線：年35回 ④随時 ⑤随時	①幼稚園保護者会4園、小・中学校PTA12校の計16か所で実施 ②年11回 ③広報掲載：年12回、防災無線：年35回、LINE配信：1回 ④チラシ配布等 ⑤年3回
実施内容 (実績) 及び成果	①地域家庭教育講座の開催 ・各幼稚園や各校PTAにおいて、保護者のニーズが高い内容をテーマにした地域家庭教育講座を16か所で開催（計310人参加）しました。また、すべてのPTAや幼稚園の保護者等を対象に家庭教育に関する講演会について、参加等の保護者の負担感が課題となっていますが、引き続き共催相手の市PTA連絡協議会の企画委員会・講師と密に協議を行うことで、保護者の興味に即したテーマで講演会を開催（子どものいじめや不登校について、思春期の子どもとの関わり方について等、3回開催。計400人参加）でき、改善を図ることができました。 ②家庭教育アドバイザー等による講演会の開催 ・家庭教育アドバイザーを講師として、幼稚園の保護者やPTAを対象に家庭教育の重要性についての講座の開催、全小学校の新入学児童説明会にて子どもとのふれあいやルール作りのポイント・重要性のほか、学校教育への理解を求める講話を行いました（計575人参加）。 ③あやせゼロの日運動の普及と啓発 ・あやせゼロの日運動の普及・啓発として、幼稚園の保護者やPTAの方が参加する講演会等にて同運動の説明やチラシの配布を行うほか、令和7年度から市公式LINEにて本運動の周知を行いました。		

教育委員会 の評価	計画どおり実行	理 由	それぞれの事業に対して、適切に実施することができたため。
課 題 改善事項	「あやせゼロの日運動」について、令和6年4月に正式名称の一部を変更するなどの改善を図ったところ、認知度は前回調査（隔年実施）時から約13%低下し、59.4%でした。各家庭での運動の実施に向けて、まずは認知してもらうことが重要であるため、防災行政無線での放送や広報あやせへの掲載、新入学児童保護者説明会時の家庭教育アドバイザーによる本運動の説明等の取組を継続するほか、令和8年度に実施予定の調査にて令和7年度から新たに行ったLINE配信等の効果を測り、今後の周知方法について検討する必要があります。 また、核家族化をはじめ、共働き世帯の一般化や、ひとり親世帯の増加など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、PTAや幼稚園保護者の会は成り手不足による活動の負担感が課題となっています。そのため、保護者対象とする事業については、引き続き保護者の負担を考慮した内容・日時を検討したうえで実施する必要があります。		
第三者委員 による 検証結果	目標と実績を対照して評価する手法を取っていることから、次回計画策定時は目標に「随時」という表現を用いないよう注意すべきかと思います。 家庭におけるAIの活用や児童相談所の役割など、家庭教育に関する様々な課題について、市民にもっと広く知ってもらうための啓発活動が必要であると考えます。子育てをする両親だけでなく、祖父母も含む家族みんなで協力しながら家庭教育を推進できると良いと思います。 PTAや幼稚園保護者の会における成り手不足と活動の負担感は、全国的な課題です。生活形態が多様化する中では、従来のPTAモデルを維持することを前提に「保護者の負担を考慮した内容・日時を検討」するだけでは対処が難しいと思います。負担感や嫌悪感が保護者に蔓延するのは学校教育的にもよろしくありません。この困難な課題に対し、全国に先駆けてPTAの新たな「綾瀬モデル」を構築することを期待しています。そのためにも、印象論ではなく、負担感の要因などをデータで検証していく必要があると思います。 メンバーに地域の高齢者を加えたり、他市のように事業毎に募ったりするなど、PTAの形態を大きく変えることも視野に入れながら、取り得る対策を模索するのが良いでしょう。		

4 第三者委員会による検証結果 ～全体総括～

生成A I の利活用を含む情報化への対応やいじめ問題、外国につながりのある児童・生徒の増加、教員の働き方改革など、教育現場が抱える課題は多岐にわたります。いずれも簡単に解決できるものではありませんが、一つの課題の対処に注力し過ぎて、その他の教育施策が疎かにならないように注意が必要です。そのためにも、教育現場から一步引いた場所から全体を俯瞰できる教育委員会が視野を広く持ち続け、適切な舵取りを行うことが求められます。

視野を広く持つことは子どもたちにとっても重要なことです。昨今、自分の興味のあることにしか目を向けない子どもが増えています。何かに特化することで大成する例もありますが、視野が狭まることで偏った考え方しかできなくなってしまうこともあります。子どもの興味を掻き立て、思考の横幅を広げられるような教育の在り方を模索してほしいと思います。

また、一つ一つの事業について、効果検証を行うことは大変重要です。一区切りごとに事業の成果と課題を洗い出し、その要因を丁寧に分析することで、今後の事業のスクラップアンドビルドが可能となります。主観的な印象論ではなく、データに基づいた分析を行うため、事業実施中から効果検証を見据えたデータ収集を行うよう意識してほしいと考えます。

付録 自己点検・評価結果表

付録 自己点検・評価結果表

◎＝計画を上回り実行 ○＝計画通り実行 ×＝計画通り実行できなかった

学校教育推進プラン

基本方針１ 確かな学力を育む教育の推進

１－１ 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

きめ細かな指導の推進	学校教育課	継続	○
小・中学校における読書活動の推進【重点】	教育指導課	拡充	○
教員用教科書・指導書の整備	教育指導課	継続	○

１－２ 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

小中一貫教育の推進【重点】	教育指導課	拡充	○
幼・保・小連携の推進	教育指導課	継続	○
魅力ある学校づくりの推進	教育指導課	継続	○

１－３ グローバル化・情報化に対応した教育の推進

教育の情報化の充実【重点】	教育研究所	拡充	○
外国語（英語）教育の充実	教育指導課	新規	○

基本方針２ 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

２－１ 豊かな心の育成

心の教育の推進	教育指導課	継続	○
人権教育の推進	教育指導課	継続	○
児童・生徒指導の充実【重点】	教育指導課	継続	○

２－２ 健やかな体の育成

健康教育の充実	教育指導課	継続	○
食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	継続	○
児童・生徒の健康管理	教育指導課/学校教育課	継続	○
部活動の振興	教育指導課	継続	○

２－３ 持続可能な世界を実現するための教育の推進

環境問題への取組	教育指導課/教育研究所	継続	○
----------	-------------	----	---

２－４ 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食の実施	学校教育課	継続	○
---------------	-------	----	---

基本方針３ 支援教育の充実

３－１ 多様な教育的ニーズへの支援

児童・生徒の就学支援の充実	総合教育支援センター	継続	○
介助員・看護介助員の配置	総合教育支援センター	継続	○
ことばの教室（言語通級指導教室）の運営	総合教育支援センター	継続	○
学習支援者の派遣	教育指導課	継続	○
外国につながるのある児童・生徒への支援【重点】	教育指導課	継続	○

３－２ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	総合教育支援センター	継続	○
教育支援教室の訪問相談の実施	総合教育支援センター	継続	○

基本方針４ 教職員の資質向上と教育指導環境の充実

４－１ 教職員の研究・研修の充実

教職員の研修の充実	学校教育課/教育指導課 /教育研究所	継続	○
教職員の教育研究の推進	教育指導課/教育研究所	継続	○
授業改善の推進	教育指導課	継続	○

４－２ 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進【重点】	学校教育課/教育総務課 /教育研究所	新規	○
--------------------	-----------------------	----	---

基本方針５ 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

５－１ 児童・生徒の安全対策の推進

児童・生徒の安全対策の充実	教育総務課/学校教育課 /教育指導課	継続	○
宿泊行事への看護師等の配置	教育指導課	継続	○

５－２ 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進【戦略P】	教育総務課	新規	○
--------------------------	-------	----	---

５－３ 学習環境の充実

学校ＩＣＴ環境の充実【重点】	教育研究所	新規	◎
教材等消耗品・備品の購入	教育総務課	継続	○
校務作業員の配置	教育総務課	継続	○
学校環境衛生管理の徹底	教育総務課/教育指導課	継続	○
就学等のための経済的支援	学校教育課	継続	○

基本方針６ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

６－１ 開かれた学校づくりの推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【重点】	教育指導課/生涯学習課	拡充	○
学校評価の実施	教育指導課	継続	○
学校開放の実施	教育総務課	継続	○

生涯学習推進プラン

基本方針１ 生涯学習活動の推進

１－１ ライフステージに応じた学習活動の支援

生涯学習お届けバラ講座の実施	生涯学習課	継続	○
成人への人権教育の推進	生涯学習課	継続	○

１－２ 生涯学習活動を支える地域人材の育成

生涯学習人材バンク制度の実施	生涯学習課	拡充	○
地域婦人団体連絡協議会活動の支援	生涯学習課	継続	○

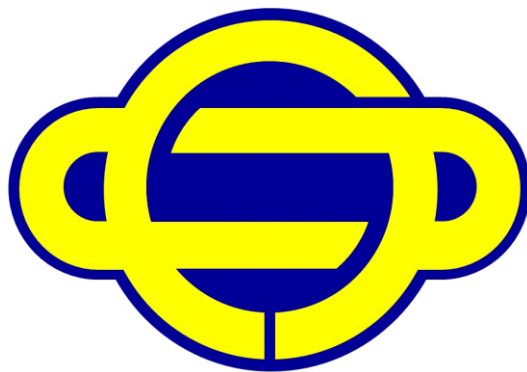
基本方針５ 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

５－１ 家庭教育支援の充実

家庭教育支援の充実【重点】	教育指導課/生涯学習課	拡充	○
P T A 連絡協議会活動の支援	生涯学習課	継続	○

５－２ 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動の推進	生涯学習課/教育指導課	拡充	○
学校開放の実施	生涯学習課/教育総務課	継続	○



**令和 8 年度
教育委員会点検・評価報告書**
(令和 7 年度事業対象)

発 行 令和 8 年 8 月
綾瀬市教育委員会

編 集 教育部 教育総務課
〒252-1192 綾瀬市早川550番地
電話 0467-77-1111 (代表)